

まん延防止等重点措置の期間延長と措置区域縮小について

新

重点措置を実施すべき期間を延長し、

措置区域を縮小します

◆ 重点措置の実施期間

令和3年4月20日（火）から

令和3年 7月11日（日） まで

◆ 措置区域

さいたま市及び川口市

◆ 措置区域以外

措置区域を除く埼玉県全域（継続）

※さいたま市及び川口市以外の措置区域13市町は、6月20日をもって解除



県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

- ◆ **感染防止対策が徹底されていない飲食店等や** 新
営業時間短縮要請に応じていない飲食店等を利用しない

※飲食・飲酒については

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」

認証店の利用を推奨

- ◆ **不要不急の外出自粛、移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

- ◆ **路上・公園等における集団での飲酒など**
感染リスクが高い行動を控える

県民の皆様へのお願い

(その他のお願い)

◆ 飲食の際は**90分を限度**とし、昼夜を問わず、マスク飲食、黙食、個食、静美食等を徹底

新

◆ 会食は同居家族かいつも近くにいる4人までとし、**ホームパーティー**は控えること

新

◆ 飲食を主として業としている店舗において、**カラオケ設備の利用**を控えること

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等、バー等遊興施設等に対して

	措置区域	措置区域以外
要請期間	令和3年6月21日（月） 午前0時 から	令和3年7月11日（日） 午後12時 まで
営業時間	午前5時から午後8時まで	午前5時から午後9時まで
その他	長時間（90分超）の会食を避け、 4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみに限るよう働きかけること	

新

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

新

◆ 飲食店等に対して（酒類の提供について）

	措置区域	措置区域以外
酒類 提供	提供時間 午前 1 1時から 午後 7時まで	提供時間 午前 1 1時から 午後 8時まで
	ただし、 以下の条件を遵守 すること ・「 <u>彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス</u> 」について、 県の認証を受けること ・特に、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、 ③マスク着用の推奨、④換気の徹底 の基本4項目を遵守すること	
	人数上限 ・ 1人 又は ・ 同居家族 （介助者含む）のみ	人数上限 ・ 4人以下 又は ・ 同居家族 （介助者含む）のみ

劇場、遊興施設、商業施設等への要請

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

	措置区域	措置区域以外
営業時間	午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催 の場合は午後9時まで	午後9時まで
酒類提供	午後7時まで 新 ※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態 に応じた感染防止対策を遵守することを条 件とする	午後8時まで 新 ※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態 に応じた感染防止対策を遵守することを条 件とする
人数要件	◆ <u>商業施設以外</u> … イベント等の開催制限と同じ ◆ <u>商業施設</u> … 繁忙期の1/2程度の人数を目安	

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

人数

人数上限

5,000人以下

収容率

大声での歓声、声援が

無：100%以内 有：50%以内

人数上限と収容率の人数のいずれか小さいほうが上限

※チケット既存販売分を除く

営業時間

午後9時まで

※措置区域内において、イベント開催以外の場合の施設利用は午後8時まで

酒類提供

【措置区域】午後7時まで 新

※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする

【措置区域以外】午後8時まで 新

※業種別ガイドライン、基本4項目等、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする

県主催イベント等の取扱いについて

新

◆**県主催イベント・行事**については、

原則として、**徹底した感染防止対策を講じる**ことを条件に**再開**

◆**屋内県有施設**については、**以下を条件**として開館

- ・ 営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
- ・ 以下の**徹底した感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・ 宿泊施設の使用
- ・ 大声を出すなど感染リスクの高まる行為
- ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・ 来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・ 設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・ 入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・ 接触確認アプリの導入
- ・ その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守

まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応

対応

① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底
 - ・ 日々の体調把握を徹底
 - ・ 体調不良の際は登校させない
- 感染防止対策を徹底した授業
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話禁止
 - ・ 会話は食事後にマスクを付けてから

② 登下校時の3密回避

- 必要に応じた始業時刻の繰り下げ
 - ・ 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避ける

③ 修学旅行等の校外行事

- 十分な検討に基づく実施の判断
 - ・ 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

④ 熱中症事故防止に配慮した感染防止

- 体育の授業等における適切なマスクの脱着

⑤ 部活動

- 感染防止対策を徹底した上で、『埼玉県の部活動に関する方針』（※）に基づく活動とする

※ 平日：4日以内 2時間程度 休日：土日のどちらか1日 3時間程度

- ・ 初発対応の強化による拡大防止の徹底
- ・ 専門家の学校訪問による支援・助言の活用
- ・ 更衣場面・下校時等における感染防止の徹底
- ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校外・校内ともに行わない（夏季休業期間終了まで）

～ 市町村教育委員会への要請 ～

- ① 感染予防の徹底
- ③ 修学旅行等の校外行事
- ④ 熱中症事故防止に配慮した感染防止